

# 中央区地域福祉ビジョン<改訂> 概要版

大阪市中央区役所  
令和2（2020）年3月



# 1 ビジョンの改訂にあたって

## 改訂の背景

- ・ 大阪市地域福祉基本計画の策定
- ・ 中央区将来ビジョンの策定
- ・ 今日的な状況変化、施策課題への対応  
( 少子高齢化の急速な進展、認知症高齢者の増加、子育て世帯の増加 など )



## ビジョンの位置づけ

### 【大阪市地域福祉基本計画との関係】

「大阪市地域福祉基本計画」が示す地域福祉に関する基本理念等は踏襲  
取組の方向性については、「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、中央区の福祉課題に対応

### 【中央区将来ビジョンとの関係】

「中央区将来ビジョン」のめざす「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」のうち「地域福祉の推進」並びに  
「子育て支援・子どもの学び支援の推進」のうち「子育て環境の整備」にかかる取組の方向性を具体的に示す。

## 計画の期間

令和4（2022）年度までの3か年の計画

## 2 地域福祉をめぐる動向

### 人口・世帯

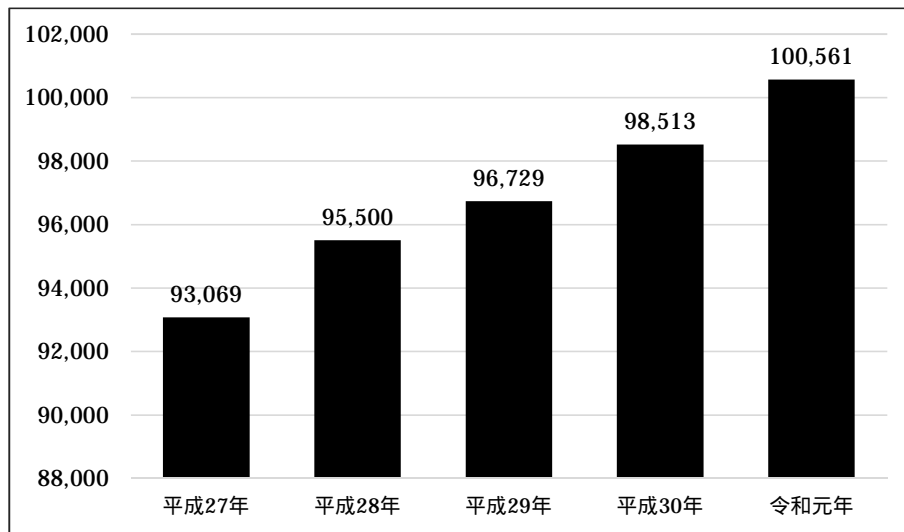
令和元年10月1日現在の人口は100,561人と増加し、増加世帯のほとんどがマンションに居住しています。

また、65歳以上の高齢者の人口は16,277人、16.2%（市25.7%）

15歳未満の年少人口は、9,293人、9.2%（市10.7%）といずれも大阪市の平均より低くなっています。

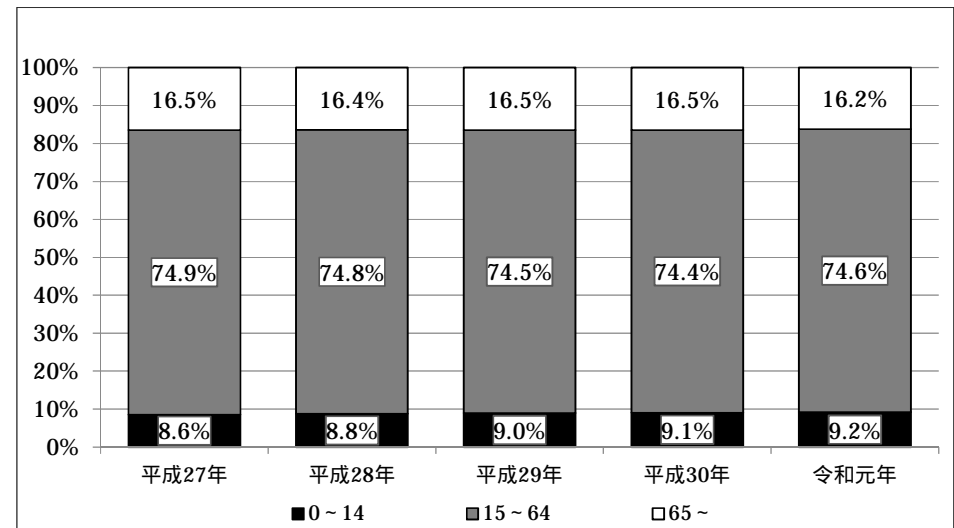
平成31年4月現在の6歳未満の未就学人口（子育て世帯）は4,895人となっています。

【中央区の人口】



出典：推計人口（各年10月1日現在） 平成27年は国勢調査

【中央区の3区分年齢層比率】



出典：推計人口（各年10月1日現在） 平成27年は国勢調査

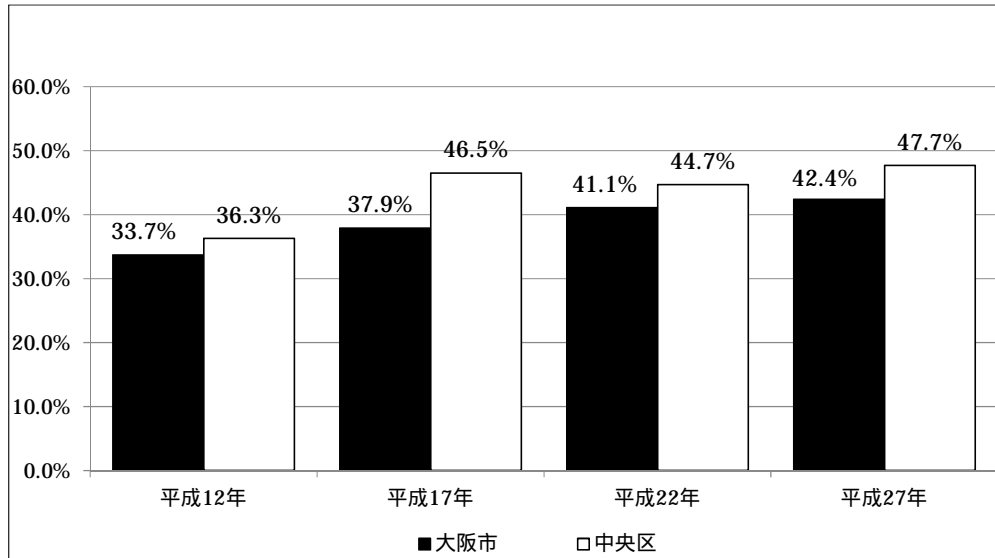
## 2 地域福祉をめぐる動向

### 高齢者

65歳以上の高齢者世帯は11,532世帯、19.5%と区全体の世帯の約2割を占め、その半数の5,500世帯が独居高齢者世帯となっています。

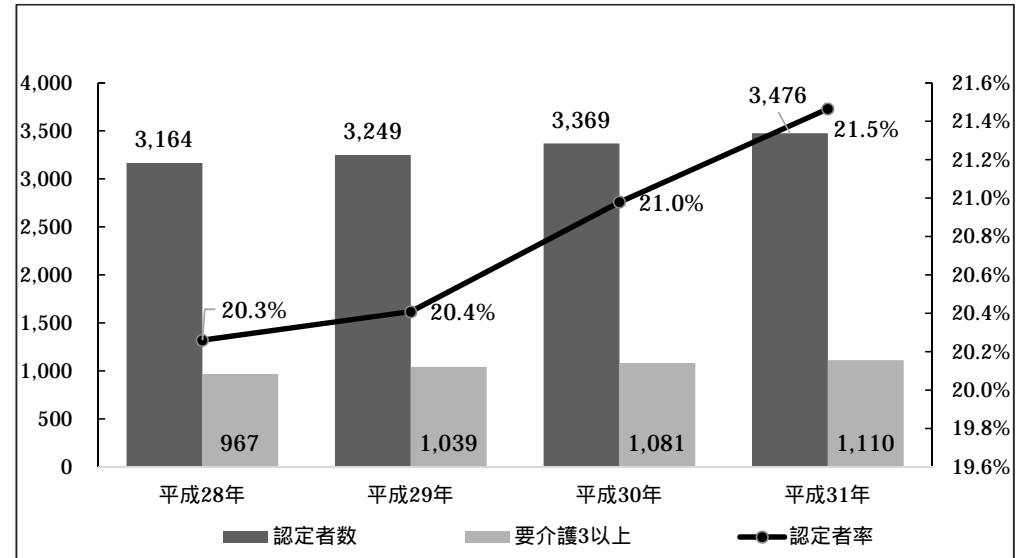
第1号被保険者の要介護認定者数については、3,476人、21.5%と平成28年の3,164人、20.3%から上昇しています。また、認知症高齢者数は平成31年4月1日現在、940人と推計されており、今後も増加する見込みです。

【65歳以上世帯のうち独居高齢者世帯の割合】



出典：国勢調査

【中央区の要介護認定者数及び認定者率（第1号被保険者）】



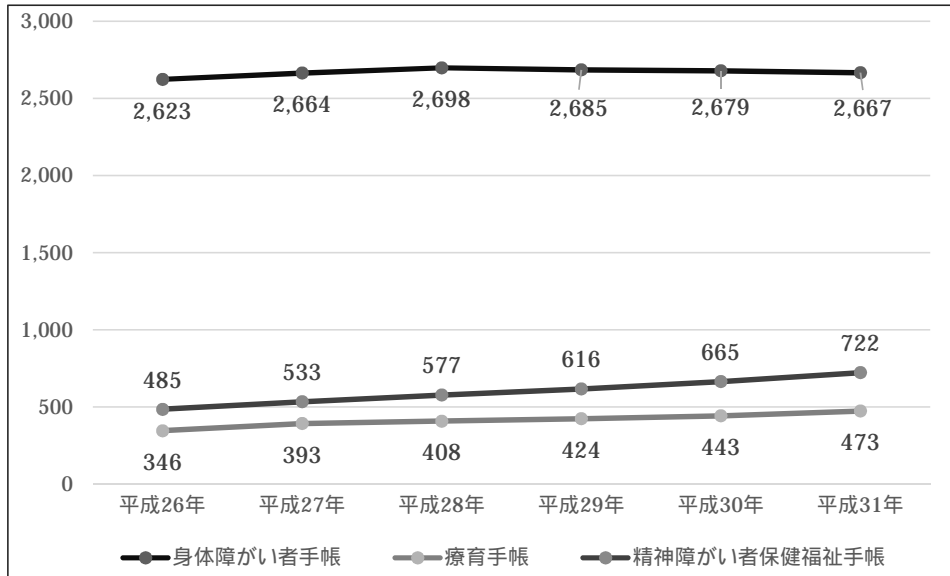
出典：福祉局データ（各年3月31日現在）

## 2 地域福祉をめぐる動向

### 障がい者

平成31年3月31日現在の身体障がい者手帳所持者は2,667人、療育手帳所持者は473人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は722人で、その数は年々増加しています。

【中央区の障がい者手帳所持者数】



出典：福祉局データ（各年3月31日現在）

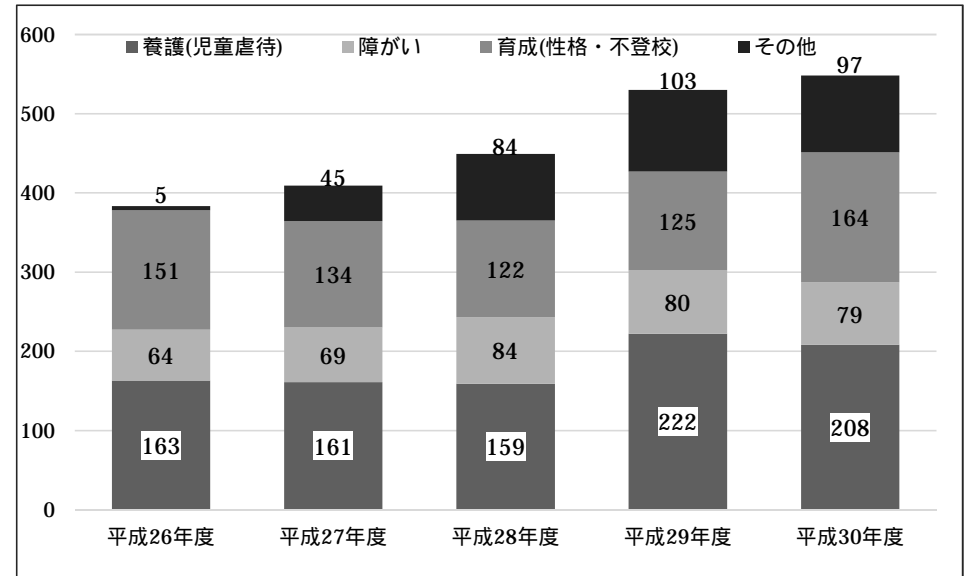
### 子ども

平成30年度の子育て相談件数は548件で、平成26年度の383件から1.4倍に増えています。

相談種別では、性格や不登校の育成相談と児童虐待に関する相談の二つで372件と全体の約70%を占めています。

要保護児童対策地域協議会で取り扱っている件数も、平成31年4月現在74件で、平成28年の28件から大幅に増えています。

【中央区の種類別子育て相談件数】



出典：子ども青少年局データ

## 2 地域福祉をめぐる動向

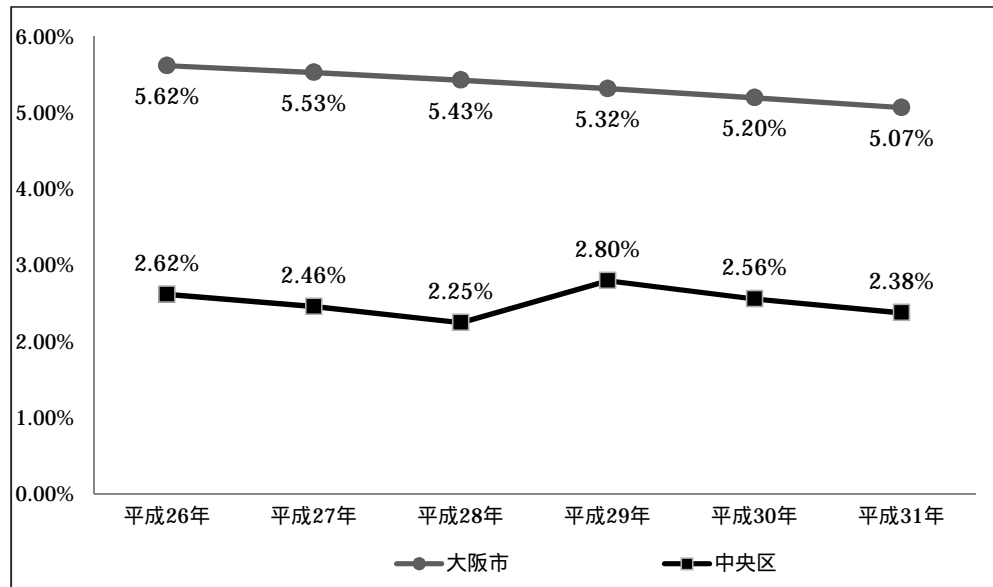
### 生活困窮者

平成31年3月の生活保護率は2.38%であり、大阪市の5.07%と比べてかなり低い水準となっています。

生活保護世帯数は、大阪市全体と同様に平成24年をピークに減少傾向で推移しており、65歳未満の稼働年齢世帯が減少し、65歳以上の高齢者世帯が増加傾向にあります。

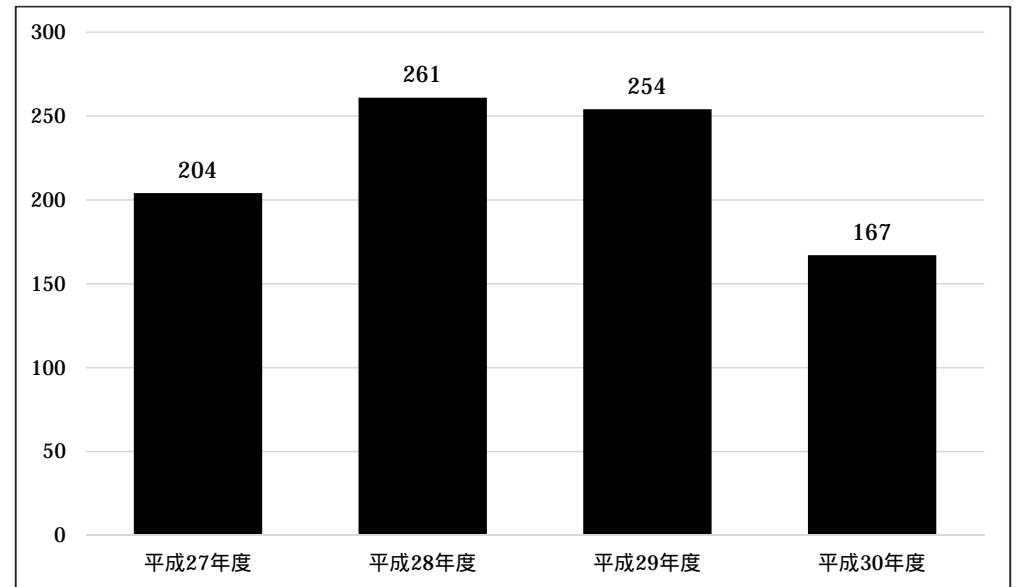
平成30年度の生活困窮者の相談は167件で、相談窓口を設置した平成27年度からの4年間の延べ相談件数は886件となっています。

【生活保護率】



出典：福祉局データ（各年3月現在）

【中央区の生活困窮者自立支援相談件数】



出典：中央区役所データ

## 3 基本理念・目標

### 基本理念： だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

×

#### 増進型の地域福祉をめざす

〔 幸せな暮らしを実現するという目的を追求し、この地域で住みたいという意欲とその条件を積極的に生み出せるよう、地域のみんなで話し合い、ともに実践していく地域福祉 〕

### 基本理念の考え方

#### 人権尊重

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

#### 住民主体の地域づくり

地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場づくり、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくためのしくみづくり、住民組織と行政との協働のあり方を検討していくことで、住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざします。

#### ソーシャル・インクルージョン

社会的援護を必要としている人々を排除することなく、そのような人々が直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かってともに支え合うことができる地域をめざします。

#### 福祉コミュニティ形成

主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携していく福祉コミュニティを形成していくことをめざします。

#### 多様な主体の協働

住民、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政が地域福祉の担い手として、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する“つよみ”を発揮することで、課題解決に向けた協働の取組を広げていきます。

### 3 基本理念・目標

#### 基本目標1 とともに支え合い、助け合う地域共生社会の実現

地域には、さまざまな人が暮らしていますが、「毎朝、あいさつしていた近所の高齢者を、最近見かけなくなったので気がかりである」とか、「隣の家で、子どもをどなる親の声や泣きわめく子どもの泣き声が繰り返されており、虐待が心配だ」といったように、他人事ではなく、身近に暮らす者同士、お互いにつながり、気をかけることが大切です。

こうした日常的なつながりは、災害などいざという場合に役に立つものであり、「どこの家に自力で避難できない人がいる」といった情報を共有することが、安否確認や避難・救助活動につながります。子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる地域共生社会を実現することが大切です。

そのためにも、支える側と受ける側に分かれるのではなく、地域の住民が役割を持ち、互いに見守り、気づかい、支え合い、助け合いながらともに自分らしく暮らすことのできる福祉コミュニティづくりを進めます。

#### 基本目標2 丸ごと、寄り添いの支援ができる地域包括支援体制の構築

だれもが地域で自分らしく安心して暮らし続けるには、地域の保健・福祉サービスの連携による適切な支援が必要です。また、手助けを求めようとしたときに、「どこに相談してよいかわからない」と感じている人も多く、また、抱えている悩み・問題も多岐にわたる場合もあり、そうした悩み・問題を丸ごと受け止め、寄り添いながら解決していく総合的な相談・支援窓口を整備し、その存在を広く認知してもらう必要があります。

さらに、自らがSOSを発信できない人に対しては、出向いてアウトリーチにより手を差し伸べるとともに、適切な支援につなぐことが必要です。以上の点を踏まえ、支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届くよう、生活の場である地域を基盤とした地域包括支援体制の構築を進めます。



## 基本理念

だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

**【基本目標 1】**  
ともに支え合い、助け合う  
地域共生社会の実現

### 取組の方向性

- (1) 地域での人のつながり、絆づくりの推進
- (2) 支援を必要とする人の把握、見守り活動の充実
- (3) 地域ぐるみの子育て支援
- (4) 介護予防・認知症予防の推進
- (5) 多様な主体の連携・協働による地域福祉活動の促進
- (6) 災害時に備えた体制づくり

**【基本目標 2】**  
丸ごと、寄り添いの支援ができる  
地域包括支援体制の構築

### 取組の方向性

- (1) 医療・介護等の連携による地域包括ケアシステムの充実
- (2) 認知症の人を支える取組の推進
- (3) 障がい者の相談支援体制の充実
- (4) 子育て・児童虐待の相談支援体制の強化
- (5) 複合的な課題を抱える人への総合的な相談支援体制の充実
- (6) 権利擁護支援体制の充実

## 4 取組の方向性 基本目標1(1)の基本的方向と主な取組

### 基本目標1 とともに支え合い、助け合う地域共生社会の実現

#### (1) 地域での人のつながり、絆づくりの推進

基本的方向	主な取組
<p>地域福祉にとって必要不可欠である地域での人のつながり、絆づくりを推進するため、マンションの住民や若い世代、団塊の世代など、あらゆる世代の住民に対し、地域での支え合い、助け合いの意識づくりを進めます。</p>	<p>区広報紙、ホームページ等を活用した区民に周知・広報活動</p>
<p>各地域が実施するふれあい・交流事業等地域福祉活動や担い手づくりを支援します。</p>	<p>地域活動協議会の活動支援</p>
<p>だれもが気軽に参加できる活動の場の情報を発信し、地域福祉活動等への参加のきっかけをつくり、新たな住民の参加を促進します。</p>	<p>区の広報媒体を活用した地域福祉活動の紹介や情報提供、地域福祉活動を実施している活動主体同士のつながる場づくりを検討 団塊の世代を地域福祉活動に呼び込む仕掛けづくりを検討</p>
<p>多様な活動主体や相談支援機関等との連携により、地域住民の障がい者に対する理解を深めるとともに、障がいのある方も地域の行事等に参加し活動できるようにしていくなど、相互の交流を図っていきます。</p>	<p>「HANDS ちゅうおう」や中央区障がい者自立支援協議会等と連携した取組障がいのある方も地域の行事等に参加し活動できる取組や「あいサポート運動」の展開 学校園において、障がい者理解を深める福祉学習の促進</p>
<p>認知症の人を理解し、地域として支えていく取組を促進するとともに、認知症の人や、その家族、地域住民が交流でき、認知症の人もいきいきと活動できる場づくりを進めます。</p>	<p>認知症を知ってもらう取組や認知症サポーターの養成、若い世代における認知症理解の取組 認知症カフェ等の取組を区の広報媒体で紹介し活動を支援</p>

## 4 取組の方向性 基本目標 1 ( 2 ) の基本的方向と主な取組

### (2) 支援を必要とする人の把握、見守り活動の充実

基本的方向	主な取組
要援護者に対する気づき、発見につながる地域でのさまざまな福祉活動の展開を図ります。	高齢者さまざまな地域福祉活動を通じ、援護が必要な方の状態を気にかける取組を展開
見守りネットワーク強化事業を通じて要援護者の把握を促し、その情報を民生委員・児童委員や、地域福祉コーディネーター等の地域の見守り活動者に提供し、地域主体のセーフティネット機能を強化します。	民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーター等による要援護者への訪問活動を展開 「見守り相談室」において要援護者を把握し、孤立世帯等への見守り、専門的支援
「見守り相談室」が見守り活動を行う人たちの「見守り連絡会」などを開催し、活動の担い手が課題や悩みを持ち寄れる場をつくり、負担軽減や事例の共有などを行い、見守り活動の強化を図ります。	「見守り相談室」を中心に「見守り連絡会」を開催し、見守り活動の人たちの連携強化

## 4 取組の方向性 基本目標1(3)の基本的方向と主な取組

### (3) 地域ぐるみの子育て支援

基本的方向	主な取組
<p>区内の子育て支援情報を積極的に発信・提供していくとともに、区内13地域で実施されている「子育て応援団」の活動への参加を呼びかけるなど、その活動の支援を行っていきます。</p>	<p>各種子育て支援情報を区の広報紙やホームページ、子育て応援Facebook等を活用し、積極的に発信・提供                      母子手帳の交付、出生届、乳幼児健診等の機会に子育てに役立つ情報をまとめて提供                      子育て支援機関を地図で示した子育て情報マップ「てくてくナビ」の作成・提供                      各地域の「子育て応援団」の活動を子育て世帯に紹介し地域で子育てを応援する活動を支援                      「ファミリー・サポート・センター事業」の広報・周知、利用促進                      中央区子ども・子育てプラザの広報・周知、利用促進</p>
<p>地域との関係が薄いマンションの子育て世帯に対する支援として、マンションに出向き、子育てに不安や悩みを持つ保護者に対して、気軽に参加することができる子育て世帯の交流の機会を提供するなど、アウトリーチでの事業を展開し、地域の子育て支援活動につなげていきます。</p>	<p>マンションに出向き、子育て世帯同士の交流を図り、各地域における子育て応援団等の活動への参加を促進</p>
<p>地域住民に、児童虐待ホットライン等の通報窓口の情報・周知を積極的に行っていきます。</p>	<p>児童虐待ホットラインや子育て相談窓口等の情報を区民に広報・周知</p>

## 4 取組の方向性 基本目標1(4)～(5)の基本的方向と主な取組

### (4) 介護予防・認知症予防の推進

基本的方向	主な取組
関係団体と連携し、健康づくり・介護予防、認知症予防の広報・啓発を積極的に進めていきます。	医師会等関係機関と連携した健康展をはじめ健康づくり講座、認知症予防講座の開催 区民が主体的に健康づくり、認知症予防に取り組めるよう積極的な広報・啓発
「いきいき百歳体操」等、住民主体の通いの場を支援し、区民の参加を促します。	「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」等の介護予防、認知症予防への効用を周知し、多くの区民の参加を支援
区内で実施されている健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりの活動の紹介、情報発信を行い、区民の参加を促します。	区内の老人クラブや生涯学習サークル等における活動を紹介し、参加の働きかけを実施

### (5) 多様な主体の連携・協働による地域福祉活動の促進

基本的方向	主な取組
地域の福祉活動に関心を持っている企業、商店会、NPO法人、学校法人、社会福祉法人等各種団体と、地域福祉活動の主体との連携・協働を促進します。	中央区フィランソロピー懇談会（CFK）の活動と連携し、地域福祉活動への企業・団体の参画促進
必要に応じ、地域福祉活動でのボランティア活動の活用を図ります。	区社会福祉協議会のボランティア・区民活動センターを中心に、地域福祉ボランティア活動の展開

## 4 取組の方向性 基本目標 1 ( 6 ) の基本的方向と主な取組

### (6) 災害時に備えた体制づくり

基本的方向	主な取組
<p>地域においても、平時から高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を把握しておけるよう支援します。</p>	<p>「大阪市避難行動要支援者名簿」と地域が保有する要援護者情報を集約し、同意された方の名簿を、民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーターに提供し、見守り活動に活用</p> <p>「大阪市避難行動要支援者名簿」情報について、個人情報の取扱いルールに従い、避難行動要支援者支援の基盤が整った地域の自主防災組織に提供</p>
<p>災害時の自助について啓発を行うとともに、地域の防災訓練等でも、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導支援などの対応を想定し、災害時に迅速かつ的確に行えるよう共助の取組を進めます。</p>	<p>避難行動要支援者自身も日頃から災害時の情報入手手段の確保や地域とのつながりに心がけてもらうなど、災害時の備え、自助の取組を啓発</p> <p>災害時に、地域で避難行動要支援者の安否確認、避難誘導支援が円滑に実施できるよう、訓練の実施を支援</p> <p>災害や急病に備え、持病や血液型、緊急連絡先等の情報を保管する「命のカプセル」の普及を促進</p>

## 4 取組の方向性 基本目標2（1）の基本的方向と主な取組

### 基本目標2 丸ごと、寄り添いの支援ができる地域包括支援体制の構築

#### (1) 医療・介護等の連携による地域包括ケアシステムの充実

基本的方向	主な取組
高齢者とその家族にとって身近な総合相談窓口である地域包括支援センターについて、認知度の向上を図るとともに、専門的な支援機能を果たします。	地域包括支援センターの存在、役割について積極的に広報・周知 中央区地域包括支援センター運営協議会を通じ、課題の共有、検討を図り、さらなる運営の改善
高齢者の在宅生活を支える必要な医療・介護サービスが、切れ目なく一体的に提供されるよう、在宅医療・介護連携の取組を推進します。	在宅医療・介護連携の有用性や具体的な効果事例等を紹介し、在宅医療・介護サービスの普及促進 在宅医療・介護サービス情報の入手のため「中央区在宅あんしんマップ」システムの利便性の向上 在宅医療・介護にかかる多職種の関係者の研修により、顔の見えるネットワークづくり

## 4 取組の方向性 基本目標 2 ( 2 ) ~ ( 3 ) の基本的方向と主な取組

### (2) 認知症の人を支える取組の推進

基本的方向	主な取組
<p>「中央区 認知症のことならなんでも案内サイト」等を活用・充実し、認知症施策についての広報、周知を積極的に進めます。</p>	<p>区HP「中央区 認知症のことならなんでも案内サイト」等を活用・充実し、認知症施策をわかりやすく情報提供</p>
<p>「中央区オレンジチーム」をはじめ、実施されている施策の充実・利用拡大を図ります。</p>	<p>自分や家族が認知症ではないかと思った際に、認知症初期集中支援チーム「中央区オレンジチーム」を積極的に広報・周知し、利用促進                      区内の認知症相談医の情報提供や地域包括支援センターにおいて介護相談に対応                      見守りネットワーク強化事業の徘徊による行方不明時の捜索支援サービスの情報提供や協力事業所の拡大、成年後見制度の情報提供を行い利用促進                      介護する家族同士の交流会を開催し家族のサポートの実施</p>

### (3) 障がい者の相談支援体制の充実

基本的方向	主な取組
<p>障がい者基幹相談支援センター、区自立支援協議会、「HANDS ちゅうおう」をはじめ、関係相談支援機関、団体、事業所の連携により、情報や課題の共有を促進し、相談支援体制を充実していきます。</p>	<p>障がい者基幹相談支援センターが、総合的な相談受付、福祉サービスの利用援助等必要な支援を提供                      障がい者基幹相談支援センター、区自立支援協議会、「HANDS ちゅうおう」など関係相談支援機関、団体、事業所の連携により相談支援体制を充実</p>



## 4 取組の方向性 基本目標 2 ( 4 ) の基本的方向と主な取組

### (4) 子育て・児童虐待の相談支援体制の強化

基本的方向	主な取組
<p>マンションの子育て世帯へのアウトリーチでの相談など、子育て支援室の相談支援体制を充実・強化します。</p>	<p>子育て支援室について、市こども相談センター等関係機関・団体と連携し迅速に対応できるよう体制を強化                      区役所に出向かなくとも相談を受けられるよう、メールやLINE等ICTを活用した相談の実施について検討                      子育て世帯同士の交流やアウトリーチでの相談対応等を行う中央区子育て応援「パンジーひろば」事業を実施</p>
<p>保健師による顔の見える相談支援をより効果的に実施します。</p>	<p>妊娠届出や出生届出、乳幼児健診等の機会を活用し、地区担当保健師が子育て家族と顔の見える関係で継続的に相談支援を実施</p>
<p>重大な児童虐待「ゼロ」をめざし、ネグレクト等児童虐待のリスクを抱える子どもたちと関わっている可能性が高い、こども食堂等の運営団体や、預かり事業等の実施機関、地域との連携を図るなど、ネットワークを強化・拡大し、支援が必要な世帯の発見、状況把握を行うとともに、発見した子どもや世帯に対しアウトリーチで寄り添いながら適切に支援を行います。</p>	<p>通報のあった世帯等の状況を迅速に確認し、要保護児童対策地域協議会のもと、ケースに応じ適切な支援                      従来の関係機関に加え、こども食堂等の運営団体や、預かり事業等の実施機関、地域との連携を強化・拡大し、支援が必要な世帯の発見、状況把握・発見した子どもや世帯に対し、関係機関・団体等と連携し、アウトリーチで寄り添いながら支援</p>
<p>小中学校との連携によるこどもサポートネットを構築し、学校の気づきを活かし、子どもや世帯に必要な支援を検討し、区や地域等の支援につないでいきます。</p>	<p>小中学校での児童・生徒各人の状態を把握し、子どもや世帯に課題があり福祉的な対応が必要なケースを見出し、学校と区が連携して必要な支援を検討・実施</p>

## 4 取組の方向性 基本目標 2 ( 5 ) の基本的方向と主な取組

### (5) 複合的な課題を抱える人への総合的な相談支援体制の充実

基本的方向	主な取組
<p>抱える悩みや求める支援の内容に応じて、どこの窓口に行けばよいか、相談窓口情報の総合的な案内、提供を行います。</p>	<p>区役所保健福祉課窓口において、総合的な案内や対応する相談窓口へのつなぐーじ、区役所職員が適切に案内、情報提供できるよう、研修や関係機関との意見交換等を実施                      区役所内での各種サービス・制度の利用・申請手続きが、ワンストップでできるような仕組みを検討、区役所、関係相談支援機関間の連絡・連携を密に行い、相談や手続きがスムーズに実施</p>
<p>複合的な課題を有する人や世帯に的確に対応するため、関係する相談支援窓口の連携を強化するとともに、総合的な支援会議の仕組み等を活用し、適切な支援につなげていきます。</p>	<p>生活困窮者の相談窓口において、相談者の状況に応じ自立に向けた包括的・継続的に支援                      複合的な課題を抱えている場合、関係する相談支援窓口が連携した支援会議を開催し、総合的かつ適切な支援を実施</p>
<p>相談支援窓口において、必要に応じアウトリーチの手法による寄り添い型の支援を実施していきます。</p>	<p>各相談支援窓口において、自らSOSを発信せず相談にも赴かない人が把握できた場合、必要に応じ出向いて相談にのり、寄り添いながら適切な支援                      ひきこもりの人に対しては、大阪市こころの健康センターや若者サポートステーション等関係機関と連携し、生活困窮者自立支援就労準備事業、地域就労支援事業等の活用し粘り強く、寄り添いでの自立支援を実施</p>

## 4 取組の方向性 基本目標 2 ( 6 ) の基本的方向と主な取組

### ( 6 ) 権利擁護支援体制の充実

基本的方向	主な取組
<p>高齢者、障がい者等への虐待防止の啓発を行うとともに、虐待が発見された場合には、関係機関と連携し迅速に対応していきます。</p>	<p>高齢者、障がい者等への虐待防止に向け区の広報媒体等を活用し啓発。 虐待が発見・通報された場合には、関係機関と連携し迅速に対応</p>
<p>区民への成年後見制度や日常生活自立支援事業の広報・周知を行い、利用促進・拡大を図ります。</p>	<p>成年後見制度や日常生活自立支援（あんしんサポート）事業の利用促進に向け、制度をていねいに説明・広報 制度を活用して、判断能力が十分でない人に対し福祉サービスの利用や、財産、日常的な金銭の管理を支援</p>

## 5 推進に向けて

中央区地域福祉ビジョンがめざす基本理念である「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」及び2つの基本目標を実現するにあたっては、行政、地域、関係する機関、団体等、多様な主体が増進型地域福祉の考え方をもとにして連携して取り組むことが不可欠であり、今回改訂したビジョンの内容について区民に積極的に広報、周知を行い、幅広い連携・協力体制を構築していきます。

ビジョンの取組状況についても、適宜、地域福祉専門会議、区政会議をはじめ、関係機関・団体等の意見を聴き、それら意見を以後の取組の展開に活かしていきます。

また、現行の大阪市地域福祉基本計画の計画期間は令和2（2020）年度までで、令和3（2021）年度以降の基本計画が策定されることとなっており、次期基本計画の内容等をふまえ、必要に応じ、ビジョンの内容を見直していきます。





中央区地域福祉ビジョン<改訂>  
概要版

大阪市中央区役所保健福祉課

〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1 - 2 - 27

電話：06-6267-9857 ファクシミリ：06-6264-8285